について

人数

発 行

宮 城 県 (総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

○宮議告示第一号 議 숲

○条例制定請求代表者の意見を述べる機会の付与

議

숲

ページ

目

次

宮城県議会議長

宮

日時

平成三十一年三月十四日(木)午前十時四十分

城

平成三十一年三月一日

十八条の二第一項の規定により告示する。

請求代表者に意見を述べる機会を与えるので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第九

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第四項の規定により、次のとおり条例制定

県

公

佐 藤 光 樹

場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県議会庁舎五階 大会議室(総務企画委員会環境生活農

林水産委員会連合審査会において)

事件名

議第百五号議案 東北電力女川原子力発電所二号機の稼働の是非に係る県民投票条例制定の請求

Ŧi. 意見を述べる時間 名

(1)

二十分以内